

奈良県告示第五百五十九号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

表奈良県文化会館に勤務する出納員の項及び奈良県橿原文化会館に勤務する出納員の項中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改め、同表県土マネジメント部ま

ちづくり推進局住宅課に勤務する出納員の項中

- 一 県営住宅の家賃、敷金、修繕費
び譲渡処分に係る土地建設売払代
収納を行うこと。
- 二 県土マネジメント部まちづくり
局住宅課に係る入札保証金及び契
証金の出納及び保管を行うこと。

用及
金の
推進
約保

を

- 一 県営住宅の家賃、敷金、修繕費用、
駐車場使用料及び譲渡処分に係る土地
建物売払代金の収納を行うこと。
- 二 奈良県営住宅条例（昭和三十九年四
月奈良県条例第二号）第三十条第二項
（第三十四条第三項において準用する
場合を含む。）、第三十八条第三項及
び第四項並びに第四十八条の八第三項
の規定により徴収する金銭の収納を行
うこと。
- 三 県土マネジメント部まちづくり推進
局住宅課に係る入札保証金及び契約保
証金の出納及び保管を行うこと。

に改め、同表会計局に勤務

する出納員の項中「奈良公園管理事務所」を「奈良公園事務所」に改め、同表県立大学に勤務する出納員の項を削り、同表新公会堂に勤務する出納員の項及び奈良公園事務所に勤務する出納員の項中「新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に改め、同表県営住宅管理事務所に勤務する出納員の項中「家賃」の下に「及び駐車場使用料」を加える。